

千葉市東部児童相談所等新築設計業務委託簡易公募型プロポーザル（一次審査）選定基準

- 1 評価点の上位より5者を選定する。
- 2 評価点が同じ提出者がいる場合は、以下の順に技術提案書の提出者を決定する。
 - (1) 「担当チームの能力」の評価点が高いもの
 - (2) (1)においても決定しない場合は、提出者を5者に限らないものとする。
- 3 参加表明書の提出が1者のみであった場合は、参加表明書の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、委員会の議によりそのものを選定することができる。

No.	評価項目	配点	参照様式	評価方法									
1	事務所の実力等 (業務経歴等) (40点)	有資格者数	10	<table border="1"> <tr> <td>有資格者数</td> <td>10人以上</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>有資格者数</td> <td>5人以上10人未満</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>有資格者数</td> <td>5人未満</td> <td>3点</td> </tr> </table>	有資格者数	10人以上	10点	有資格者数	5人以上10人未満	6点	有資格者数	5人未満	3点
有資格者数	10人以上	10点											
有資格者数	5人以上10人未満	6点											
有資格者数	5人未満	3点											
市内業者の参加	5	市内業者単独・市内業者を含むJV 5点											
事務所の業務実績 (過去10年間)	25	<table border="1"> <tr> <td>業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 5</td> <td>同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5</td> </tr> </table>	業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 5	同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5									
業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 5	同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5												
2	担当チームの能力 (技術職員の経験と能力) (60点)	主任技術者の業務実績 (過去10年間)	20	<table border="1"> <tr> <td>業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 4</td> <td>同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5</td> </tr> </table>	業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 4	同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5							
業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 4	同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5												
建築意匠担当技術者の業務実績 (過去10年間)	20	<table border="1"> <tr> <td>業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 4</td> <td>同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5</td> </tr> </table>	業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 4	同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5									
業務の実績 (5件まで) 「実数」 = $1.0 \times \text{件数} + 0.5 \times \text{件数}$ 点数は「実数」 × 4	同種 : 児童相談所 (一時保護施設併設) 一時保護施設のみ 1.0 類似 : 児童福祉法で定める児童福祉施設 一時保護施設を併設していない児童相談所 0.5												
建築構造担当技術者の資格	10	<table border="1"> <tr> <td>担当技術者の資格 (1人以上=10点 無し=0点)</td> <td>技術者資格 構造設計一級建築士</td> </tr> </table>	担当技術者の資格 (1人以上=10点 無し=0点)	技術者資格 構造設計一級建築士									
担当技術者の資格 (1人以上=10点 無し=0点)	技術者資格 構造設計一級建築士												
電気設備担当技術者の資格	5	<table border="1"> <tr> <td>担当技術者の資格 (1人以上= 5点 無し=0点)</td> <td>技術者資格 建築設備士・設備設計一級建築士 技術士 (建設部門もしくは電気電子部門)</td> </tr> </table>	担当技術者の資格 (1人以上= 5点 無し=0点)	技術者資格 建築設備士・設備設計一級建築士 技術士 (建設部門もしくは電気電子部門)									
担当技術者の資格 (1人以上= 5点 無し=0点)	技術者資格 建築設備士・設備設計一級建築士 技術士 (建設部門もしくは電気電子部門)												
機械設備担当技術者の資格	5	<table border="1"> <tr> <td>担当技術者の資格 (1人以上 = 5点 無し=0点)</td> <td>技術者資格 建築設備士・設備設計一級建築士 技術士 (機械部門もしくは衛生工学部門)</td> </tr> </table>	担当技術者の資格 (1人以上 = 5点 無し=0点)	技術者資格 建築設備士・設備設計一級建築士 技術士 (機械部門もしくは衛生工学部門)									
担当技術者の資格 (1人以上 = 5点 無し=0点)	技術者資格 建築設備士・設備設計一級建築士 技術士 (機械部門もしくは衛生工学部門)												
評価点合計	100												